

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置した機関設計を採用し、取締役による的確な意思決定と迅速な業務執行がなされると同時に、監査役、内部監査室及び会計監査人による適正な監督及び監視を可能とすると統治体制を整備することで、コーポレート・ガバナンスの充実に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-2】

当社では、株主総会招集通知の発送日を法定期日より前とし、早期発送するとともに、TDnetや当社ホームページに招集通知全文を掲載することで、株主の皆様に必要な議案検討時間を確保していただけるようにしております。また、招集通知発送前の電子的公表につきましては、2016年開催の定時株主総会以降に実施する方針です。

【補充原則1-2-3】

当社は、株主総会が株主の皆様との建設的な対話のための重要な場であることを認識し、招集通知の早期発送など適切な日程の設定に努める一方、適正な財務報告と、高品質な監査のための十分な時間確保の観点から、決算日程を設定しております。現状の体制におきましては、決算業務との兼ね合いにより、株主総会開催日を含む日程の前倒しは困難な状況にあります。以上の理由から株主総会の開催日は、いわゆる集中日での開催となっております。

【補充原則1-2-4】

当社では、招集通知の英訳や議決権の電子行使を可能とするための環境づくりについて、2015年9月末時点での外国法人等の持分が1%未満と僅少のため、業務効率の面から実施しておりません。

【補充原則3-1-2】

当社では、招集通知の英訳について、2015年9月末時点での外国法人等の持分が1%未満と僅少のため、業務効率の面から実施しておりません。

【補充原則4-1-2】

当社は、経営環境の変化が激しい中で、迅速かつ柔軟に最適な経営判断を行うとともに、株主、投資家の皆様に当社の経営戦略や財務状況等を正しくご理解いただくための情報開示のあり方として、事業単年度毎の業績等の見通しを公表することとしております。

現在当社では中期経営計画は公表しておりませんが、取締役会において、進捗状況の確認、分析を行い、必要に応じて適宜、計画や方針の見直しを行うこととしております。

【補充原則4-1-3】

当社は、最高責任者である取締役社長の後継者の計画を現時点では明確に定めておりません。人格・見識・実績等を勘案して適当と認められるものの中から選定することとしております。

【原則4-2、補充原則4-2-1】

当社の取締役会は、経営陣幹部(取締役、監査役及び執行役員)からの提案を随時受け付けており、上程された提案につき十分に審議したうえで、業務執行の支援をしております。業績連動や自社株報酬等、健全なインセンティブが機能する仕組みにつきましては、今後必要に応じて検討してまいります。

【補充原則4-8-1】

独立社外取締役が複数名となった時点で検討します。

【補充原則4-8-2】

独立社外取締役が複数名となった時点で検討します。

【原則4-10、補充原則4-10-1】

当社の独立社外取締役は、取締役会の過半数に達していませんが、当社の重要事項を決定する取締役会の場において、適切な関与・助言を行っております。なお、経営陣幹部(取締役会、監査役及び執行役員)の指名・報酬決定などに関し、より一層の関与・助言を得る仕組みについては、今後必要に応じて検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4. いわゆる政策保有株式】

当社が保有する株式は、事業戦略や取引先との事業上の関係において、当社の事業活動又は財務活動の取引強化に資するかどうかを判断した上で保有しております。

また、議決権行使については、統一的な基準の策定はしていませんが、当該企業の状況や取引関係等を踏まえた上で、議案に対する賛否を判断しております。

【原則1ー7. 関連当事者間の取引】

当社では、関連当事者間の取引を行う場合には、取締役会へ報告した上で、審議・承認を行うこととしております。また、特別の利害関係を有する取締役は、当該議案については議決権を行使できない旨、取締役会規程に定めております。

【原則3ー1. 情報開示の充実】

(1)経営理念や経営戦略、経営計画

当社では、ホームページに経営理念や経営の基本方針を掲載しております。また、年2回株主の皆様に向けて発行する「事業報告書」に、営業の概況や経営指標等の情報を開示しております。

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書1.に記載の通りです

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社では、株主総会決議による取締役及び監査役それぞれの報酬総額の限度内で、会社の業績や経営内容、社会情勢、個人の役割に応じた貢献度合い等を考慮したうえで、取締役報酬は取締役会の決議により決定し、監査役報酬は監査役会の協議により決定しております。

(4)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社は、取締役会における適切な意思決定、経営監督機能の向上及び業務執行機能の強化・迅速化を図るため、経営陣幹部(取締役、監査役及び執行役員)の指名に当たっては、当社の事業及び業務内容に関する豊富な経験と幅広い知識を有しているかを勘案し、取締役会決議にて選任しております。

(5)経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

取締役及び監査役候補者の経歴、社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任理由については株主総会招集通知参考書類に記載しております。

【補充原則4ー1ー1】

当社の取締役会は、法令・定款において定める事項の他、取締役会規程及び決裁権限規程に定める事項について決議しております。それ以外の重要事項については決裁権限規程に基づき、常勤取締役・常勤監査役・執行役員で構成する「経営会議」にて決定しております。

【原則4ー8. 独立社外取締役の有効な活用】

現時点で独立社外取締役を1名選任しており、弁護士としての視点から、取締役会における業務執行を監督しており、その役割と責務を十分に果たしておりますが、今後、更なるガバナンス体制強化のため、必要に応じて独立社外取締役の増員を検討してまいります。

【原則4ー9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

独立社外取締役の選任に当たっては、会社法上の要件に加え、候補者が東京証券取引所が定める独立性基準に合致することを前提としております。また、中立の客観的見地から当社経営陣に対して経営監視機能を果たせること、当社の企業理念や事業活動を十分に理解し、経営者または専門家としての十分な経験による見識を持ち合わせていることを選任の基本と方針としております。

【補充原則4ー11ー1】

当社の取締役会は、営業・生産・管理部門に精通し、その知識・経験・能力を十分に有する取締役ならびに弁護士としての豊富な経験と専門知識、ならびに高い法令順守の意識をもった独立社外取締役で構成されております。

また、当社の取締役会は、全体としての知識・経験・能力のバランス及び多様性ならびに規模が、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の観点から、当社にとって最適となるよう努めております。なお、当社の取締役人数は、独立社外取締役を含め、9名以内と定款で定めております。

【補充原則4ー11ー2】

当社の取締役・監査役は、自身の受託責任を踏まえ、当社以外の上場会社の役員を兼任する場合には、合理的な範囲内に留めております。

なお、兼任については、兼任先の業務内容・業務負荷等を勘案し、取締役会で決議することとしております。

また、兼任状況につきましては、株主総会招集通知、有価証券報告書を通じて開示しております。

【補充原則4ー11ー3】

取締役会全体の実効性の分析、評価については、年1回の監査役会による評価をもとに取締役会にて自己評価をし、その概要をコーポレートガバナンス報告書にて開示します。

【補充原則4ー14ー2】

当社は取締役・監査役に対して、当社の経営課題、法令遵守等に関する必要な知識の習得を適宜行うことを目的として、個々の取締役・監査役に適したセミナー等の機会を提供するとともに、その費用の支援を行っております。

【原則5ー1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では、株主の皆様との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を以下のとおり定めております

(1)対話全般について代表取締役社長が統轄します

(2)総務企画部をIR活動の事務局と定め、各関連部門と有機的に連携しています。

(3)毎年、IR活動計画を検討し、その充実・進化を継続的に進めています。

(4)対話にて重要な株主の意見等が把握できた場合は、速やかに常勤役員で構成する経営会議等に報告し検討します。さらに必要に応じ、取締役会へ報告等を実施します。

(5)適時開示資料のHP開示、説明者の限定により、発信情報の均一化に取り組んでいます。特にインサイダー情報についてはインサイダー取引防止規程に則り、厳格に運用しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
シグマ株式会社	1,938,100	16.17

石橋俊一郎	1,145,100	9.51
公益財団法人石橋奨学会	1,000,000	8.34
朝日生命保険相互会社	770,000	6.42
白山工業株式会社	486,000	4.05
株式会社三井住友銀行	420,000	3.50
東興パーライト工業株式会社	392,000	3.27
石橋健藏	357,055	2.98
株式会社みずほ銀行	331,000	2.76
北沢産業株式会社	255,000	2.12

支配株主（親会社を除く）の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

更新

上記所有株式の他、平成27年10月31日現在の役員持株会での持分として、石橋健藏が12,131株を所有しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
神谷宗之介	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
神谷宗之介	○	——	弁護士として培ってきた豊富な経験と専門知識、ならびに高い法令順守の意識を当社の経営に反映してもらうため選任しております。同氏は、株式会社パシフィックネットの社外取締役及び株式会社日本デジタル研究所の社外監査役を兼職していますが、当社と当該会社等の間には人的関係、資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。同氏と当社との間に人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人（八重洲監査法人）による監査計画や監査の実施状況及び関係法令の動向の確認の他、情報・意見の交換を適宜実施し、監査の適正確保に努めております。また、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、職務執行状況の把握と適正性の担保を図っております。監査は内部監査規定に基づいて実施され、取締役会ならびに監査役会に対し、監査の実施状況や結果報告を適宜行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
波光史成	公認会計士													
谷健太郎	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
波光史成	○	——	公認会計士・税理として財務及び会計に関する相当程度の知識を有しており、その豊富な経験と専門知識を当社の監査に反映してもらうため選任しております。 同氏は、株式会社ビーロットの社外監査役を兼職しております。当社は株式会社ビーロットの株式を保有しておりますが、その割合は同社の発行済株式総数に対して、0.1%程度であり、特別の利害関係を生じさせる重要性はありません。当該保有以外に、当社と当該会社等の間には人的関係、資本的关系及び取引関係その他の利害関係はありません。 同氏は役員持株会を通じて当社株式を保有しておりますが、当該保有以外に、当社との間

			に人的関係、資本的関係ならびに取引関係その他の利害関係はありません。
谷健太郎	○	——	弁護士として培ってきた豊富な経験と専門知識、ならびに高い法令順守の意識を当社の経営に反映してもらうため選任しております。 同氏は、株式会社菱電商事の社外監査役を兼職していますが、当社と当該会社等の間には人的関係、資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。 同氏は役員持株会をを通じて当社株式を保有しておりますが、当該保有以外に、当社との間に人的関係、資本的関係ならびに取引関係その他の利害関係はありません。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

職務内容

1. 毎月開催の取締役会その他重要な経営会議に出席し、事業の進捗状況を監督・監査すること。
2. それぞれの専門分野に基づいた経験・知見による意見等を行うこと。
3. 支店・工場等各地の事業所への出張を伴う業務監査等を適宜行い、必要に応じ問題点の指摘や改善勧告を行うこと。
4. 内部監査室、会計監査人との定例的な情報交換等により、監査の適正性確保を促進すること。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社は、中長期にわたる持続的な経営及び企業価値向上に努めており、短期的成果に連動した報酬体系の導入は必ずしも得策ではないと判断し、取締役へのインセンティブ付与に関する特段の対策は導入しておりません。しかしながら、昨今の経営環境やインセンティブ付与に関する施策の動向を踏まえ、役員報酬額に対し一定程度のインセンティブを認め、業績に応じ短期的減俸を実施する等、機動的に対応することで士気向上を喚起し、企業価値増大を図っております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

直前事業年度において取締役5名に対して81百万円の役員報酬を支払っております。なお、取締役報酬限度額は平成18年6月29日開催の第79期定時株主総会において年額240百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬の額またはその算定方法の決定に関する方針は以下のとおりであります。

1. 第79期定時株主総会において決議いただいた報酬限度額の範囲において決定すること。
2. 持続的な企業価値向上実現のため、業績と個人の役割に応じた貢献度合いを重視して決定すること。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、社外役員が企業統治において果たす役割は、取締役や社員の職務の執行に対し法令、定款違反や株主利益を侵害する事実の有無等を監督・監査し、業務執行上の適正性と合理性の担保に貢献することと認識しております。

よって、社外取締役として弁護士資格を有するもの1名を社外取締役に登用するとともに、公認会計士及び税理士資格を有するもの1名、ならびに弁護士資格を有するもの1を選任し、それぞれの専門的な知見を積極活用することで、社外役員の独立性や公正性を維持しつつ、経営全般に係る大局的な助言等の享受が可能な体制を整備していると認識しております。

さらに、社外監査役のサポート体制充実のため、関係資料の閲覧、監査役補助社員の選任、外部専門家起用機会などを監査役に保障することで監査役機能の強化に努めております。

なお、社外監査役両名は、役員持株会をを通じて当社株式を保有しておりますが、当社との間に人的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

監査役設置会社として、取締役による的確な意思決定と迅速な業務執行を行う一方、適正な監督及び監視を可能とする経営体制を構築し、コーポレート・ガバナンスの充実が図れるよう、その実効性を高める体制としております。

具体的には、経営会議(常勤取締役、常勤監査役及び執行役員が出席)を隔週開催し、取締役会が決定した目標に対し、その進捗や成果を評価・協議するとともに、「決裁権限規程」に規定されている重要事項の審議・決定をしております。

また、グループ全社の常勤取締役、常勤監査役及び部門長を招集し、グループにおける重要会議という位置付けで全体会議を開催し、半期毎に業績状況の分析や経営戦略の適正性に関する協議等を実施するとともに、毎月開催される取締役会において進捗報告、業務執行の適正化を図っております。

取締役報酬については、株主総会にて決議される報酬の限度内で取締役会にて決定し、監査役報酬についても、株主総会にて決議される報酬の限度内で監査役会にて決定しております。

リスク管理については、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスク管理規程に基づき各部門でのリスク事項の抽出とその対応策を検討し、リスク全般の適切な管理を行っております。

監査の状況については、監査役会規定に基づき、取締役等から業務執行状況の聴取や決裁書類の閲覧等を通じ、監査役が会計監査と業務監査を担当しております。

一方、会計監査については八重洲監査法人を選任しております。平成27年3月期の会計監査業務を執行した公認会計士は以下の2名であり、その継続監査年数はいずれも7年以内であります。補助者は公認会計士5名です。なお、同会計監査人及び当社監査に従事する同会計監査人の業務執行社員と当社との間に特別な利害関係はありません。

業務執行社員 久具壽男

業務執行社員 渡邊考志

内部監査については、内部監査室を設置し、内部監査規定に基づき経営の合理化及び業務の適正な遂行等について監査を実施しております。

監査結果については取締役会及び監査役会に適宜報告されております。

監査役の監査機能強化に関する取組状況については、当社の監査役全3名のうち公認会計士及び税理士資格を有する者1名、及び弁護士資格を有する者1名の計2名を社外監査役として登用し、両者の専門性や知見を積極活用することによって、独立・公正な立場から経営全般について大局的な観点で助言等が可能な体制を整備しております。

以上のような体制において、監査役、会計監査人、内部監査室がそれぞれの役割を適切に全うしていることに加え、三者間による積極的な意見交換や情報共有をもって連携を深めることにより、監査の適正性は十分に担保され、当社のコーポレート・ガバナンス体制は十分な経営監視機能を有していると判断しております。

なお、監査役へのサポート体制については、連絡窓口対応や各事業所への出張等に係る手配、現地への随行等の周辺業務を総務企画部が担当し、万全のサポート体制を維持しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役設置会社として、社外取締役1名を含む少数の取締役による迅速な意思決定と効率的な職務執行を実践しております。これに対し監査役は法令、定款違反や株主利益を侵害する事実の有無等の監査、並びに各取締役及び重要な使用人と適宜意見や情報交換を行う等、経営監視の強化に努めております。

特に弁護士資格を有するもの1名を社外取締役に登用するとともに、公認会計士及び税理士資格を有するもの1名、ならびに弁護士資格を有するもの1名を社外監査役に登用し、それぞれの専門性や知見を積極活用することによって、独立・公正な立場から経営全般について大局的な観点で助言等が可能な体制を整備しております。

以上より、当社は取締役の職務執行に対し適切なコーポレート・ガバナンス体制が構築されており、十分な経営監視機能を有していると判断できることから、現状の体制としております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知、あるいは事業報告書等の発送日を法定期日より前とし早期発送することにより、株主の皆様が各議案について十分にご検討いただけるようにしております。
集中日を回避した株主総会の設定	当報告書の「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」【補充原則1-2-3】をご参照ください。
電磁的方法による議決権の行使	当報告書の「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」【補充原則1-2-4】をご参照ください。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	当報告書の「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」【補充原則3-1-2】をご参照ください。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにおいて、決算短信、株価情報、各種適時開示情報を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務企画部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループ「経営計画書」に、当社グループの役職員が遵守すべき内部規範を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社主力製品である濾過助剤(製品名:ラヂオライト)は、食品衛生法などの規制基準をクリアしている安全な製品であり、お客様企業各社が追求されている高品質かつ環境に優しい製品製造に重要な役割を果たしていると自負しております。 従来は食品工業、浄水事業、化学関連事業等、主に水処理分野が当社の主力事業となっていました。近年では環境問題に対応した気体処理分野への応用も展開してきております。具体的には、ゴミ焼却場などから発生するSO_x、NO_xなどの有害ガス、およびダイオキシンなどの有害物質の処理工程において活用され、大気中に排出されるガスのクリーン化に貢献しております。 一方、製造工程における環境保全の施策としては、例えば珪藻土採掘現場においては、煤煙・煤塵を可能な限り発生させない設備・システムを導入する他、採掘跡地の復旧・有効活用として植林や公園をつくる等、地域の一員としての自覚をもち地元還元配慮した操業を行っております。 お使いいただいた後の製品リサイクルについても、当社は努力を重ねてまいりました。しかしながら、使用済濾過助剤(廃ケーキ)は、お客様のご使用用途に応じて多種多様な物性を含んでしまうため、単に廃ケーキを一括でリサイクル処理することが不可能であり、費用対効果の側面で高いハードルとなってしまっているという実情です。現在、特定業種の廃ケーキについて、コンポスト(肥料)化によるリサイクルを行っておりますが、環境適応型社会への実現に少しでも当社が貢献できるよう、サービス対象業種の拡大に努力してまいります。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムに関する基本的な考え方ならびに基本的な体制は以下のとおりです。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、取締役及び社員が法令・定款及び当社経営理念を遵守した行動をとるための経営計画書を定める。職務の執行に関しては、職制規定により職務範囲を明確に定め、適正な業務活動が推進できる体制とする。

(2) 内部監査室は、内部監査規定に従って内部監査を実施し、取締役会ならびに監査役会に対し結果を定期報告しなければならない。

(3) 内部監査室は、本社管理部門と連携し社員教育等を推進することで、内部監査業務の充実に貢献しなければならない。

(4) 当社は、取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するため、法令上疑義のある行為等に係る情報管理の方法とし

て、外部専門家による窓口を設置し、内部通報制度を運用する。

2. 取締役及び使用人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 当社は株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書の他、重要な職務執行に係る情報が記載された文書または電磁的媒体（以下、文書等という）を関連資料とともに記録し、文書管理規程に基づき整理・保存する。

(2) 本規定は、必要に応じて適時改訂を行う。取締役及び監査役は、文書管理規程により常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役会は毎月開催を原則とする。

(2) 経営計画や年度目標は、半期毎に開催される重要会議体において、取締役、監査役ならびに各部門長が協議し決定されるものとする。

4. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

(1) 当社はリスク管理規定に基づき、組織横断的に予見されうるあらゆるリスクを管理する。万一、業績に甚大な影響を与える事象が発生した場合、もしくはその可能性が確認できる場合は、代表取締役社長指揮下に対策本部を設置し、損失の最小限化と早期復旧もしくは予防を可能とする組織体制を整備する。

(2) リスク全般に係る社員教育等については、関係管理部門もしくは担当部署単位で、実践的なガイドラインの制定や研修実施等を通じてなされるものとする。

(3) リスクや重要事実の発生など、ディスクロージャーが必要と判断される場合においては、事実発生部署から統括部署、統括部署から総務企画部へ迅速に報告されなければならない。報告を受けた総務企画部はディスクロージャーの必要性を再確認し取締役会に報告することで、取締役会が重要事実を迅速に把握できる体制を整備する。

5. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役からその職務を補助すべき社員を置くことを求められた場合、監査役の職務を補助する社員を本社管理部門から選任することができるものとする。

6. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役より監査業務に必要な命令を受けた社員は、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとする。また、選任された社員の人事異動・人事評価・懲戒処分は監査役会の承認を得なければならないものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 取締役及び社員は、監査役会に対して、法定の事項に加え当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部通報制度による通報状況、内部監査の実施状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備する。

(2) 前記に関わらず、監査役は必要に応じて取締役及び社員に対して報告を求めることができるものとする。

(3) 報告者・報告受領者・報告時期等の報告方法については、取締役と監査役会との協議により決定するものとする。

8. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役会は、代表取締役、会計監査人、内部監査室、総務部ならびにグループの管理部門と定期的に会合をもつ等緊密な連携を保ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について積極的に意見及び情報交換を行い、効率的な監査を実施する体制を確保する。

(2) 監査役会は監査役会が定める監査計画及び職務の分担に従って、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができるものとする。

(3) 監査役会は監査の実施にあたり、必要と認めるときは独自に外部専門家を起用することができる機会を保障されるものとする。

9. 当該株式会社ならびにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社及びグループ企業における内部統制の構築を目指し、当社グループ企業の内部統制に関する担当部署を設けるとともに、当社及びグループ企業での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制を確立する。

(2) グループ企業の所轄業務に関しては、その自主性を尊重しつつ、経営計画に基づいた施策と効率的な業務遂行、経営計画書に則ったコンプライアンス体制の構築、リスク管理体制の確立を図るため当社の代表取締役社長が統括管理する。

(3) 代表取締役社長は、グループ企業各社の管理の進捗状況を定期的に当社の取締役会において報告する。

(4) 各監査役は、定期または臨時にグループ管理体制を監査し、当社の取締役会に報告する。

(5) グループ企業における法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見し是正することを目的として、内部通報に関する規定による内部通報制度の範囲をグループ全体とする。

10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 当社グループは反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として毅然とした態度で対応し、取引その他一切の関係をもたない体制を整備する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力に対する専門部署を総務企画部とし、外部専門機関等から情報収集を行うとともに、有事の際は関係行政機関や顧問弁護士との緊密な連携を図り、速やかに対応できる体制を維持するものとする。

1. 買収防衛策の導入の有無

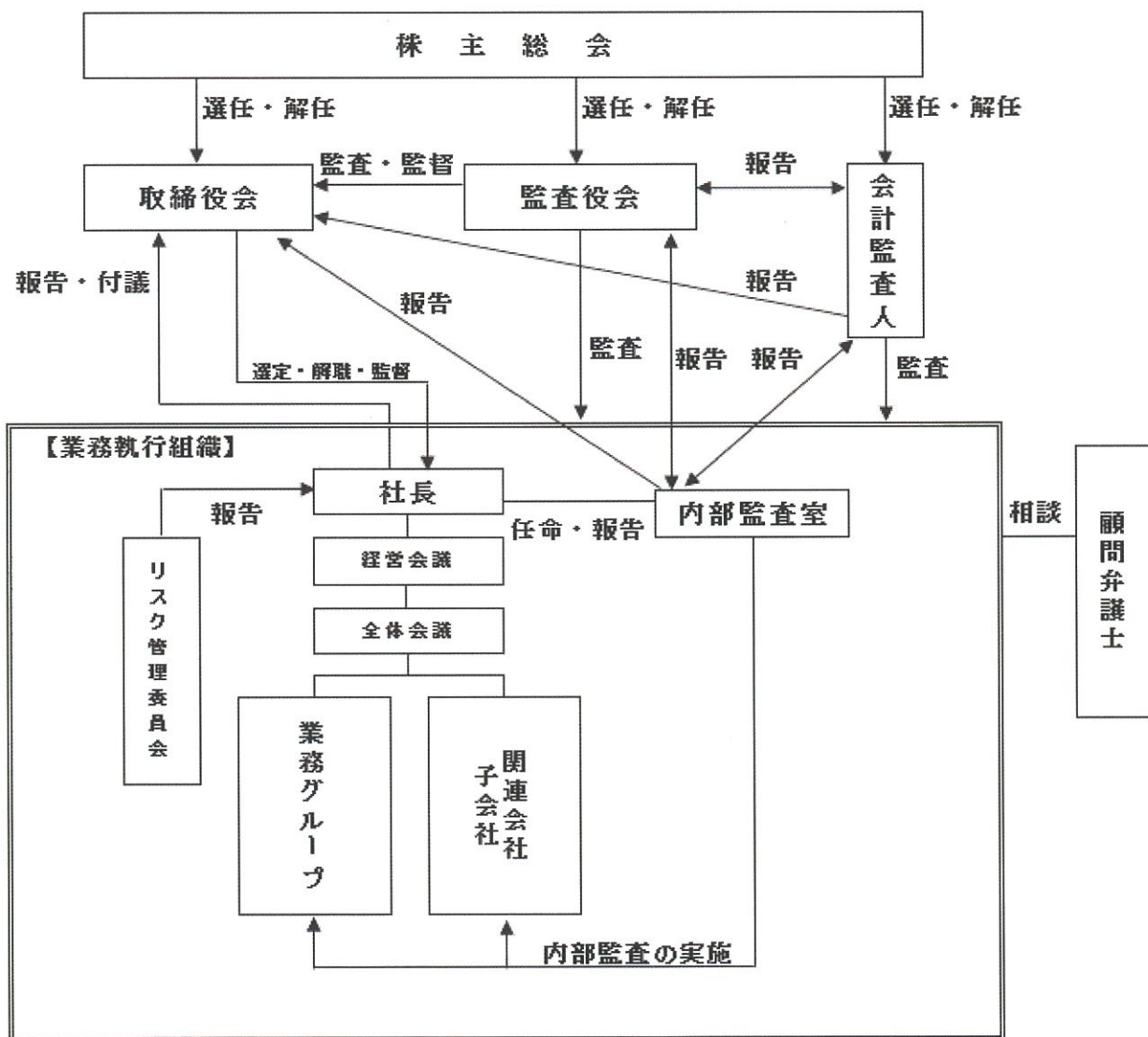
なし

該当項目に関する補足説明

当社は、主に以下を主な留意事項と捉え、当社にもっとも適した買収防衛策を協議しております。

1. 株主・投資者に対し十分な適時開示を行うこと。
2. 防衛策の発動、解除及び維持の条件の透明性を図ること。
3. 買収者以外の株主・投資家に不測の損害を与える要因を発生させないこと。
4. 株主の皆様の意思表示の機会を確保すること。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



日常の事業活動においては、必要に応じて弁護士等の社外専門家より、適切な指導等を受けることが出来る体制を整えております。